

平成30年度事業報告書

(一財) 中部貸切バス適正化センター

中部地区における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることによって公共の福祉に寄与することを目的とし設立された「一般財団法人中部貸切バス適正化センター」は、平成29年5月25日、道路運送法に基づき、国土交通省中部運輸局長より旅客自動車運送適正化事業実施機関として指定を受け、平成29年8月1日、一般貸切旅客自動車運送適正化事業を開始しました。

平成30年度に実施した事業は下記のとおりです。

記

(1) 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

運輸局、各県バス協会等と緊密な連携を図り、悪質事業者の国への通報及び事業者の法令遵守状況の継続的な確認を通じて、国の監査機能を補完し業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し業界全体の安全意識を向上させることを目的とした巡回指導を管轄区域内の275営業所（バス協会に委託した189営業所含む）に対し実施しました。

巡回指導の結果は下記のとおりです。

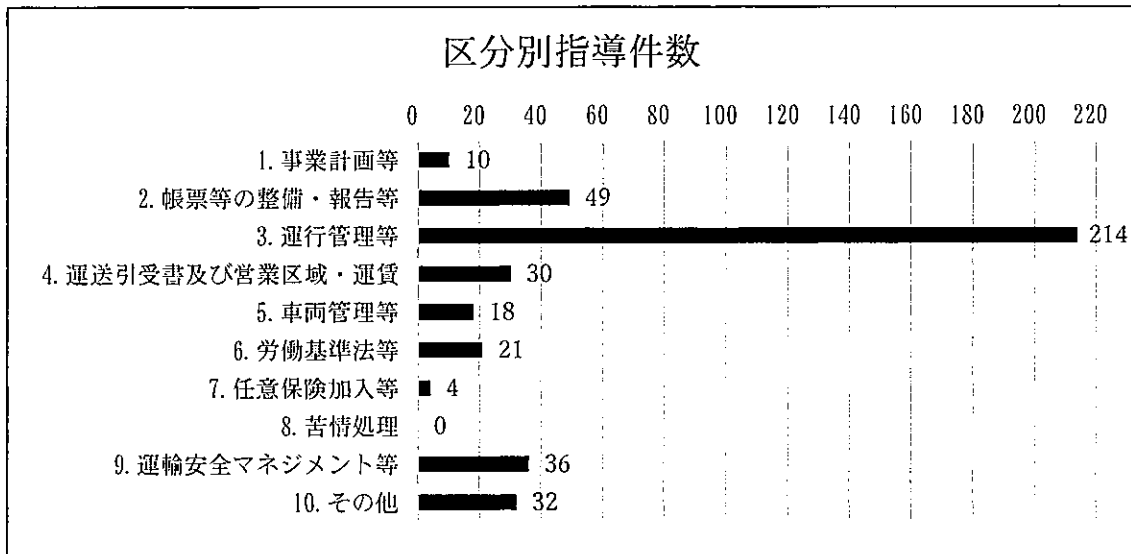
(2) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

愛知県バス協会が主催する月1回の名古屋駅貸切バスベイでの啓発活動に参加し、交通ルール順守の周知及びバスベイの美化活動等に努めました。

■巡回指導実施営業所数

	営業所数	指導有	改善済
愛知	110	83 (75%)	83 (100%)
静岡	58	32 (55%)	32 (100%)
岐阜	53	20 (38%)	20 (100%)
三重	25	11 (44%)	11 (100%)
福井	29	8 (28%)	8 (100%)
計	275	154 (56%)	154 (100%)

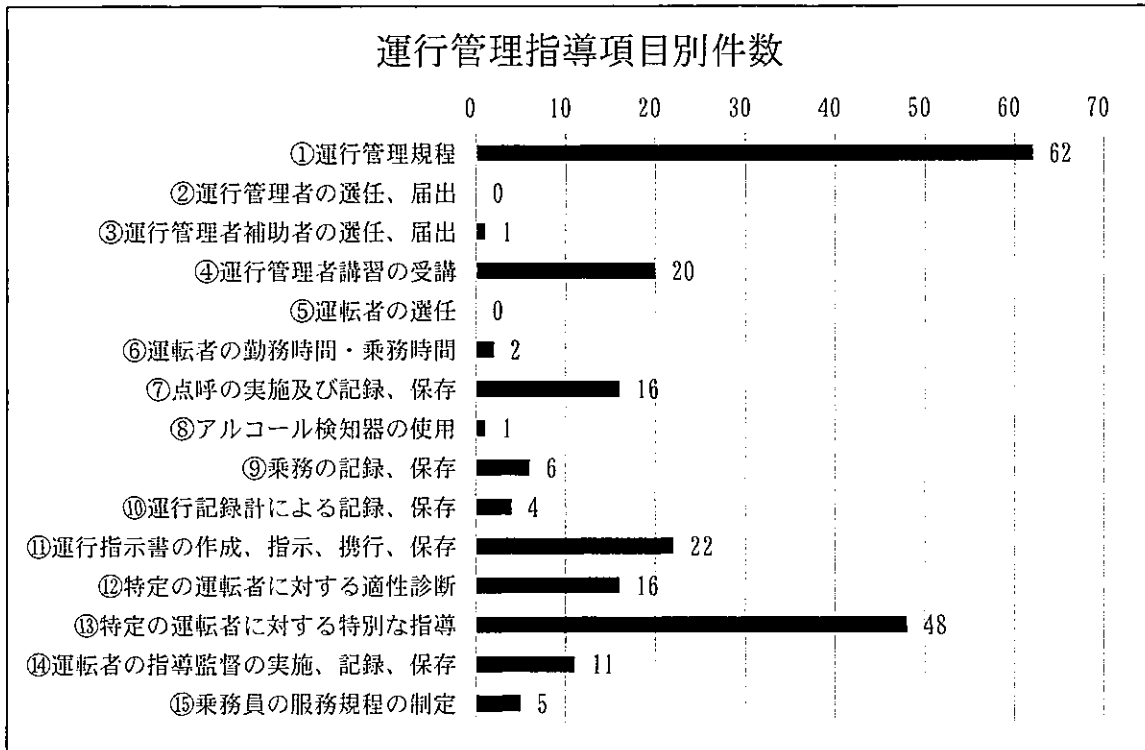
■区分別指導件数



(県別)

区分	愛知	静岡	岐阜	三重	福井	計
1. 事業計画等	5	4	0	0	1	10
2. 帳票等の整備・報告等	32	12	2	1	2	49
3. 運行管理等	142	30	14	15	13	214
4. 運送引受書及び営業区域・運賃	23	2	0	5	0	30
5. 車両管理等	14	2	0	1	1	18
6. 労働基準法等	10	8	0	1	2	21
7. 任意保険加入等	3	0	0	0	1	4
8. 苦情処理	0	0	0	0	0	0
9. 運輸安全マネジメント等	31	2	0	3	0	36
10. その他	12	6	9	4	1	32
計	272	66	25	30	21	414

■運行管理等指導項目別件数



(県別)

項目	愛知	静岡	岐阜	三重	福井	計
①運行管理規程	52	3	6	1	0	62
②運行管理者の選任、届出	0	0	0	0	0	0
③運行管理者補助者の選任、届出	1	0	0	0	0	1
④運行管理者講習の受講	12	3	1	1	3	20
⑤運転者の選任	0	0	0	0	0	0
⑥運転者の勤務時間・乗務時間	0	1	0	1	0	2
⑦点呼の実施及び記録、保存	8	1	4	2	1	16
⑧アルコール検知器の使用	1	0	0	0	0	1
⑨乗務の記録、保存	4	0	0	1	1	6
⑩運行記録計による記録、保存	0	0	0	3	1	4
⑪運行指示書の作成、指示、携行、保存	15	4	0	2	1	22
⑫特定の運転者に対する適性診断	11	3	1	0	1	16
⑬特定の運転者に対する特別な指導	26	14	2	3	3	48
⑭運転者の指導監督の実施、記録、保存	8	1	0	0	2	11
⑮乗務員の服務規程の制定	4	0	0	1	0	5
計	142	30	14	15	13	214